

新型コロナウイルス感染症対応下における工業会等証明書の発行について

令和2年6月
中小企業庁

平素より、中小企業経営強化税制における生産性向上設備(A類型)の証明書発行業務にご協力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策に伴う在宅勤務の増加等によって、証明書発行手続(申請受付、意思決定、押印等の発行業務等)が従来よりも長期化しているため、事業者が所定の期日内に計画の認定を受けられず、税制が適用されないおそれがあるとの話を伺っております。

まず、工業会等におかれましては、情勢に対応できるよう業務フローを見直すなど、引き続き、証明書発行手続の円滑化に向けた取組をお願い申し上げます。

その上で、今般の事態を鑑み、経済産業局等の経営力向上計画の認定申請先においても、令和2年2月以降に取得した設備に関しては、設備取得から経営力向上計画の申請(受理)までの期間が60日を超過する場合であっても、令和2年9月30日までの期間は、申請を受理することといたします。

なお、この期間に申請された経営力向上計画については、特例措置として、設備を取得し事業の用に供した年度(各企業の事業年度)内に認定を受けたものと、同様に取り扱うことといたします。

また、国税庁と調整を行いまして、中小企業経営強化税制の適用にあたって申告書への添付が必要となっている以下書類について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年12月末までは、申告後の事後提出が認められることとなりました。

- ① 経営力向上計画の写し
- ② 経営力向上計画に係る認定書の写し
- ③ 経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書(工業会等による証明書)

これらの運用については、今後(本年6月16日以降)、当庁ホームページ掲載の「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き」において事業者の皆様へ周知するとともに、国税庁を通じて各税務署にも周知される予定です。

経営力向上計画の認定手続に不安を抱える事業者へご案内いただくとともに、証明書の発行が迅速に行われるよう、引き続きご協力をお願いいたします。